

「表現の不自由展・その後」 中止後から閉幕までの主な出来事

あいちトリエンナーレのあり方検討委員会

2019年12月18日

構成

- I. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事 (P2～P3)
- II. 国内フォーラムの開催 (P4～P7)
- III. 国際フォーラムの開催 (P8～P26)
- IV. 「表現の不自由展・その後」展示再開後の主な変更 (P27～P58)
 - i 鑑賞形式の変更
 - ii エデュケーションプログラムの実施
 - iii 一般来場者に対し中間報告書等の配布

I. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

	8月	9月			10月		
表現の不自由展・その後	8/3 展示の中止				10/8 ・展示の再開 ・マネキンフラッシュモブによるパフォーマンス	10/9 《平和の少女像》制作者 キム・ソギョン、キム・ウンソンらによるトークイベント	10/14 ・不自由展実行委員らによるトークイベント ・あいちトリエンナーレ閉幕
あいちトリエンナーレ実行委員会					10/5, 6 国際フォーラムの開催(**)	10/9-10/12 あいち宣言（あいちプロトコル）の意見募集	10/14 ・作家主導によるあいち宣言（あいちプロトコル）草案を大村知事へ提出
愛知県	8/9 あいちトリエンナーレのあり方検証委員会の設置						
あいちトリエンナーレのあり方検証/検討委員会(*)	8/16 第1回会議の開催	9/17 第2回会議の開催	9/21 国内フォーラムの開催	9/25 第3回会議の開催（再開を提言）	10/5, 6 国際フォーラムの開催(**)		

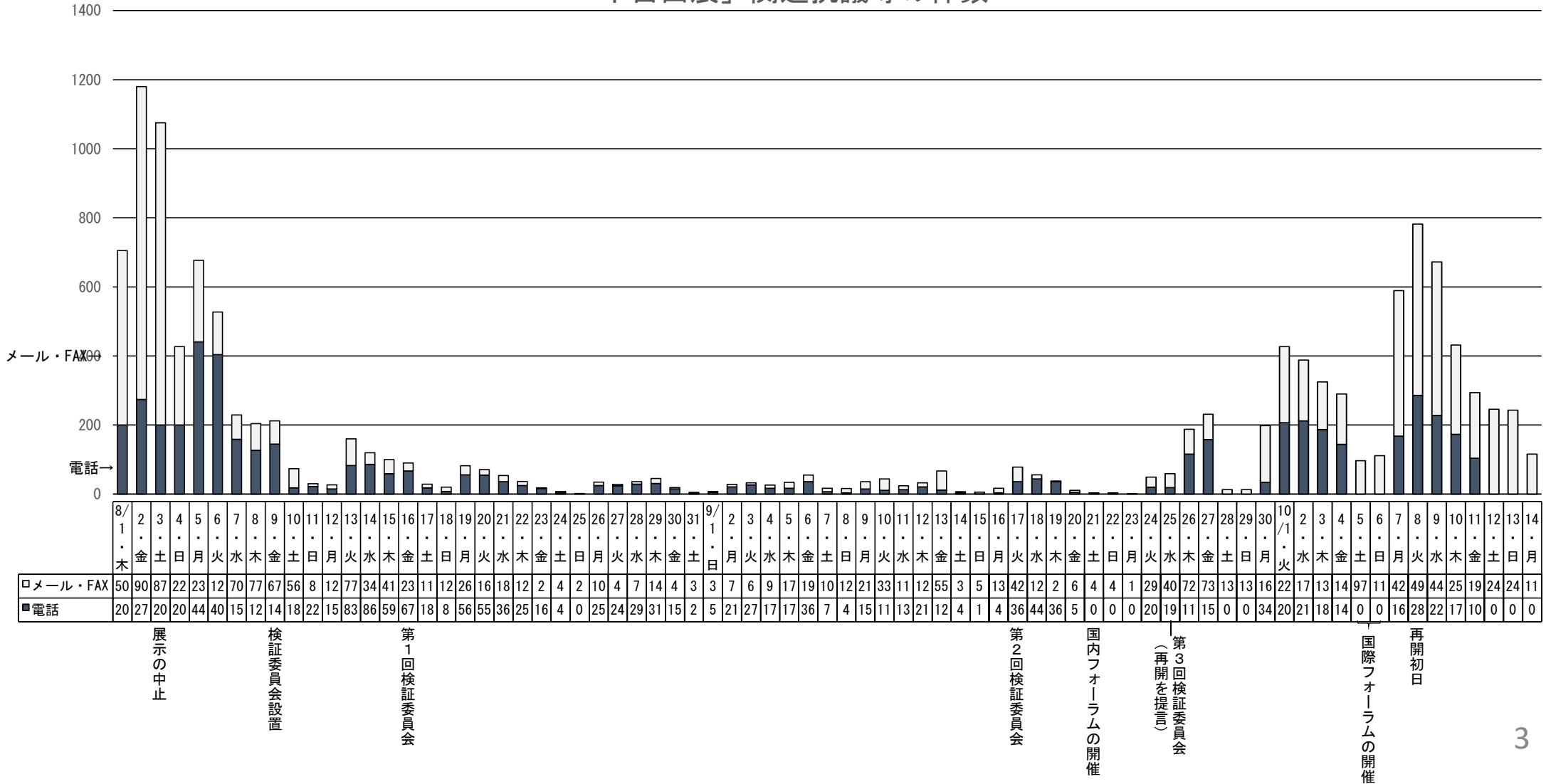
(*) あいちトリエンナーレあり方検証委員会は9月26日、あいちトリエンナーレあり方検討委員会へ名称変更

(**) あいちトリエンナーレ実行委員会及びあいちトリエンナーレあり方検討委員会が共催

I. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

(件数)

「不自由展」関連抗議等の件数



Ⅱ. 国内フォーラムの開催(開催概要)

テーマ：『表現の不自由展・その後』について考える
日 時：2019年9月21日(土) 14時～17時
会 場：愛知芸術文化センター 12F アートスペースA
主 催：あいちトリエンナーレのあり方検証委員会

- あいさつ
大村秀章 (愛知県知事)
山梨俊夫 氏 (あいちトリエンナーレのあり方検証委員会座長)

前半の部

- 「表現の不自由展・その後」の開催意図や展示内容の説明
山梨俊夫 氏 (あいちトリエンナーレのあり方検証委員会座長)
金井直 氏 (あいちトリエンナーレのあり方検証委員会委員)
内容：「表現の不自由展・その後」の開催意図や経緯などともに、どのような作品が展示されていたかを説明した。
また、大浦信行の映像作品《遠近を抱えて PartⅡ》全編が会場で上映した。
- これまで作業した内容の報告
あいちトリエンナーレのあり方検証委員会
内容：検討委員会がこれまでに作業した内容の概要を報告した。

後半の部

- 出展作家と参加者の意見交換
内容：出展作家が自身の作品を解説や今後についてコメントした上で、出展作家と会場の参加者が意見交換を行った。

Ⅱ. 国内フォーラムの開催(写真)



大村秀章（愛知県知事）



山梨俊夫 氏
（あいちトリエンナーレのあり方検証委員会 座長）



（前半の部）「表現の不自由展・その後」の開催意図や展示内容の説明



（前半の部）これまで作業した内容の報告



（後半の部）出展作家と参加者の意見交換

Ⅱ. 国内フォーラムの開催(写真)

後半の部 登壇作家 (発言順)



白川昌生氏



小泉明郎氏



卯城竜太氏



大橋藍氏



高嶺格氏



加藤翼氏



毒山凡太郎氏



村山悟郎氏

Ⅱ. 国内フォーラムの開催(当日配布資料)

今日考えてみたいことー討議の手掛かりにー

2019年9月21日

I. 抗議、電凸と政治家発言について

- 0.そもそも抗議はどこまで許されるのか。電凸は許されないのではないか。
- 1.電凸による抗議や脅迫はどれくらいたいへんだったのか。
- 2.抗議によって中止したままだと他での自粛など悪い影響を与えるのではないか。
- 3.他県の政治家が中止すべきと発言したが、どう受け止めるべきか。

Ⅱ. 企画と展示について

- 4.「過去に展示中止となったものを公立美術館で展示する」という企画のねらいは妥当か？
- 5.公立美術館で公金を使って政治的な展示を見せてもいいのだろうか？政治色のあるものは美術とは言えないのか？
- 6.展示全体が特定の思想、傾向に偏っていたのではないか？
- 7.もしそうなら反対の立場の作品も展示すればよかったのか。あるいは批判的意見も紹介すればいいのか。
- 8.天皇や特攻隊を侮辱する作品があったと批判されているが、実際どうなのか。
- 9.少女像の展示は、ソウルの日本大使館前に設置された少女像の撤去を日本政府が求めている主張の正当性を否定することにつながり不適切ではないか。
- 10.多くの人が不快だと言う問題作品は、表現の自由の対象にしていいのか？
- 11.そもそも表現の自由はなぜそんなに大事なのか

Ⅲ. 準備プロセスと役割分担について

- 12.表現の不自由展の開催に向けて、芸術監督、キュレーター、事務局はうまく役割分担できていたのか。

Ⅳ. 判断や責任について

- 13.なぜ知事が会長なのか。

Ⅴ. 中止について

- 14.なぜ中止の判断をしたのか。安全上の理由のみか。河村市長らの発言の影響はあるのか。
- 15.外国人アーティストは、中止の決定は一種の検閲だというのがなぜか。

Ⅲ. 国際フォーラムの開催(1日目 開催概要)

テーマ：『情の時代』における表現の自由と芸術

日時：2019年10月6日(土) 13時～17時

会場：愛知芸術文化センター 12F アートスペースA

主催：あいちトリエンナーレ実行委員会、あいちトリエンナーレのあり方検討委員会

総合司会：林道郎 氏（上智大学国際教養学部教授）

あいさつ 大村秀章（愛知県知事）

第1部 プレゼンテーション

- 1 山梨俊夫 氏（あいちトリエンナーレのあり方検討委員会座長）
「あいちトリエンナーレ内の状況報告」
- 2 曾我部真裕 氏（あいちトリエンナーレのあり方検討委員会委員） [録画出演]
「民主主義における「表現の自由」の根本理念」
- 3 横大道聡 氏（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）
「表現の自由の今日的課題」
- 4 デイビッド・マックニール 氏（「エコノミスト」誌ジャーナリスト）
「表現の自由は日本において脅威にさらされているか？」

Ⅲ. 国際フォーラムの開催(1日目 開催概要)

(前ページからの続き)

第2部 ディスカッション

進行：林道郎 氏

パネリスト：

津田大介 氏 (あいちトリエンナーレ2019芸術監督)

ペドロ・レイエス 氏 (あいちトリエンナーレ2019キュレーター)

モニカ・メイヤー 氏 (あいちトリエンナーレ2019参加アーティスト) [スカイプ出演]

小泉明郎 氏 (あいちトリエンナーレ2019参加アーティスト)

藤井光 氏 (あいちトリエンナーレ2019参加アーティスト)

アライ=ヒロユキ 氏 (表現の不自由展実行委員会)

横大道聡 氏

デイビッド・マックニール 氏

内容：あいちトリエンナーレ2019が直面した「表現の自由」に関する問題について、キュレーター、アーティスト、憲法学者、ジャーナリスト等が、それぞれの立場から議論を行った。

Ⅲ. 国際フォーラムの開催(1日目 写真)



大村秀章知事



林道郎 氏



山梨俊夫 氏



曾我部真裕 氏
[録画出演]



横大道聡 氏



デイビッド・マックニール 氏



第2部 ディスカッション

Ⅲ. 国際フォーラムの開催(2日目 開催概要)

テーマ：『情の時代』における表現の自由と芸術

日時：2019年10月6日(日) 13時～18時

会場：愛知芸術文化センター 12F アートスペースA

主催：あいちトリエンナーレ実行委員会、あいちトリエンナーレのあり方検討委員会

総合司会：林道郎 氏（上智大学国際教養学部教授）

第1部 プレゼンテーション

- 1 津田大介 氏（あいちトリエンナーレ2019芸術監督）
「『情の時代』で目指したこと」
- 2 飯田志保子 氏（あいちトリエンナーレ2019チーフ・キュレーター（学芸統括））
「『情の時代』に対するアプローチの紹介（国際現代美術展より）」
- 3 碓井ゆい 氏（あいちトリエンナーレ2019参加アーティスト）
「国際現代美術展参加アーティストからのコメント」
- 4 相馬千秋 氏（あいちトリエンナーレ2019キュレーター）
「『情の時代』に対するアプローチの紹介（パフォーミングアーツ部門より）」
- 5 高山明 氏（あいちトリエンナーレ2019参加アーティスト）
「パフォーミングアーツ部門参加アーティストからのコメント」
- 6 ヨルグ・ハイザー 氏（釜山ビエンナーレ2018キュレーター）
「釜山ビエンナーレ2018の事例紹介」
- 7 クアウテモック・メディナ 氏（第12回上海ビエンナーレ2018チーフ・キュレーター）
「第12回上海ビエンナーレ2018の事例紹介」
- 8 オン・ジョリーン 氏（インディペンデント・キュレーター）
「『SUNSHOWER』展（国際交流基金アジアセンター／森美術館／国立新美術館共催）の事例紹介」

Ⅲ. 国際フォーラムの開催(2日目 開催概要)

(前ページからの続き)

第2部 ラウンドテーブル・ディスカッション

進行：林道郎 氏

パネリスト：

ヨルグ・ヘイザー 氏

クアウテモック・メディナ 氏

オン・ジョリーン 氏

高山明 氏

碓井ゆい 氏

津田大介 氏

飯田志保子 氏

能勢陽子 氏 (あいちトリエンナーレ2019国際現代美術展キュレーター)

ペドロ・レイエス 氏

鷺田めるろ 氏 (あいちトリエンナーレ2019国際現代美術展キュレーター)

相馬千秋 氏

内容：「情の時代」や、あいちトリエンナーレ2019で直面した「表現の自由」の問題に関し、海外の芸術祭や展覧会でのケースを参考にしながら、多角的な議論を行った。

おわりに

林道郎 氏 (2日間の全体総括)

あいさつ 大参澄夫 氏 (あいちトリエンナーレ実行委員会事務局長)

Ⅲ. 国際フォーラムの開催(2日目 写真)



津田大介 氏



飯田志保子 氏



碓井ゆい 氏



相馬千秋 氏



高山明 氏



ヨルク・ヘイザー 氏



クアウテモック・
メディナ 氏



オン・ジョリーン 氏



第2部 ラウンドテーブル・ディスカッション

Ⅲ. 国際フォーラムの開催

(あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 山梨座長プレゼンテーション資料)

あいちトリエンナーレ内の 状況報告

報告者＝あいちトリエンナーレのあり方検討委員会
座長 山梨俊夫

- 1) 中止に到るまでの経過
 - 2) 検証委員会の立ち上げ
 - 3) 検証委員会から検討委員会へ
- ――現在の状況――

Ⅲ. 国際フォーラムの開催

(あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 山梨座長プレゼンテーション資料)

1) 中止に到るまでの経過(その1)

- 2018,5,10 トリエンナーレ内の企画展として「表現の不自由・その後」展が芸術監督自身から発案される
- 2019,4,11 芸術監督と「表現の不自由・その後」展の実行委員会の間で選定された出品作家・作品のリストができる
- 2019,6月下旬 作品集荷が始まる
- 7月23～30日 展示作業

Ⅲ. 国際フォーラムの開催

(あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 山梨座長プレゼンテーション資料)

1) 中止に到るまでの経過(その2)

- 7月31日 トリエンナーレ内覧会とオープニング・セレモニー
この日から事務局に抗議電話が来る
- 8月1日 トリエンナーレ初日＝主に事務局に抗議電話、メール、ファックスが殺到
- 2日 殺到が続き、県美術館にガソリンテロ予告の脅迫ファックスが届く
芸術監督から不自由展の実行委員会に中止の提案を伝達
- 3日 現場の状況を見て、会長と芸術監督の判断で展示が中止される

メディア型ソフト・テロの件数: 電話＝3,936件、メール＝6,050件、Fax＝393件(8月31日まで、大部分が1～3日に集中)

Ⅲ. 国際フォーラムの開催

(あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 山梨座長プレゼンテーション資料)

2) 中止後と検証委員会の立ち上げ

- 8月6日以降、トリエンナーレ参加作家からの声明が続く(9月25日現在88組)
- 展示中止、展示変更をする作家が増える(9月27日現在、海外作家12組、国内作家2名)
- 8月9日 愛知県が「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」を立ち上げる

Ⅲ. 国際フォーラムの開催

(あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 山梨座長プレゼンテーション資料)

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会

- 8月16日 第1回検証委員会で委員会の役割を表明
(それまでの事実経過の検証と将来への提案、提言)
- 9月17日 第2回検証委員会
- 21日 検証委員会の一環で、出品作家と県民の意見を聞く場として国内フォーラムを開く
- 25日 第3回検証委員会 検証結果を報告する「中間報告」を発表
(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunka/gizigaiyo-aititori3.html>)
- 同日 検証委員会は今後の方策に向けて検討委員会と改称

Ⅲ. 国際フォーラムの開催

(あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 山梨座長プレゼンテーション資料)

3) あいちトリエンナーレのあり方検討委員会

- 「中間報告」では、以下の条件が整い次第、速やかに再開すべきである、とされている
 - * 脅迫や電凸等のリスク回避策を十分に講じること
 - * 展示方法や解説プログラムの改善・追加
 - * 写真撮影とSNSによる拡散を防ぐルールを徹底する
- 同時に作家、とくに海外作家へのコミュニケーションに留意すべきとされている

Ⅲ. 国際フォーラムの開催

(あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 座長プレゼンテーション資料)

現状

- 現在、トリエンナーレのキュレーター・チームを中心に、表現の不自由展・その後」実行委員会とともに、
 - * 原則もとのままの形で再開する
 - * 警備と電凸対策として、鑑賞者は申し込み制のガイドツアー方式で見る
 - * 理解を深めるための教育プログラムの充実
- 以上の方向で再開を探っている。
- 「SNS上の拡散防止のために展示空間は撮影禁止とする」は、現在協議中
- 「県美術館内の無料ゾーンに検証結果の抜粋を情報公開として掲示する」トリエンナーレ事務局が進めている

Ⅲ. 国際フォーラムの開催

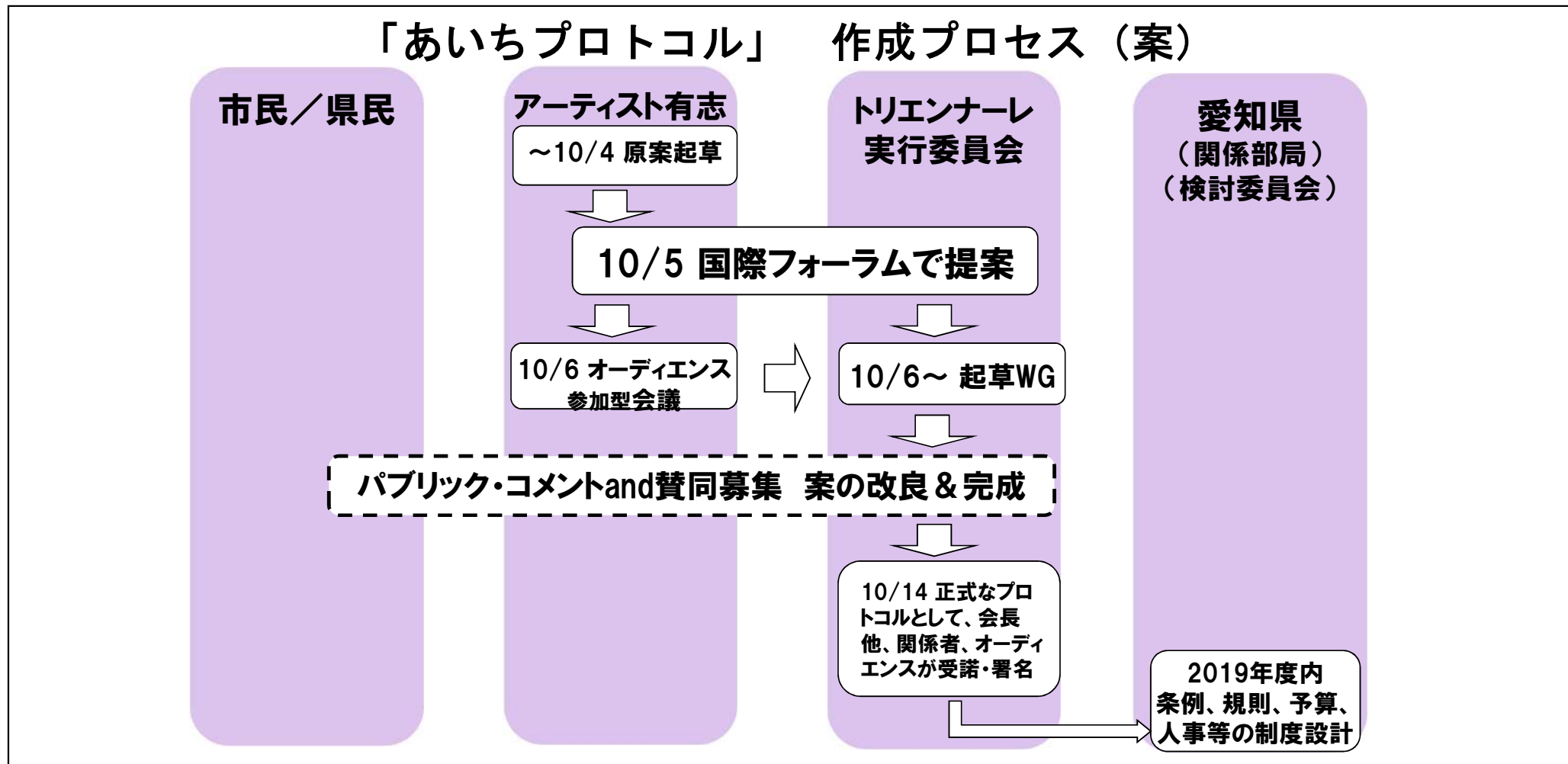
(あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 山梨座長プレゼンテーション資料)

あいち宣言(プロトコル)の作成

- 今回生じた一部中断に鑑み、あいちトリエンナーレは、この事態を反省し、将来に資するよう、あいち宣言を発表することを画している
- 現在、作家たちとキュレーター・チームが中心になり草案を検討中で、会期末までに整えることを目指している
- 多様化が進む世界を分断から救い、互いの人権を尊重し合う社会の根幹をなす「表現の自由」を保証し、自由な意見交換が確保される場としてのトリエンナーレを掲げる。
- 美術が、そして芸術が、そうした社会を作り上げる基本的な力を内包するものであることを謳うことを趣旨とする。

Ⅲ. 国際フォーラムの開催

(あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 山梨座長プレゼンテーション資料)



Ⅲ. 国際フォーラムの開催

(あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 山梨座長プレゼンテーション資料)

「あいちプロトコル」の普及

あいちプロトコル
(2019年10月 ©名署名)

海外の
アーティスト
美術館

地域の芸術祭
Ex.横浜トリエンナーレ

文化庁

Ⅲ. 国際フォーラムの開催

(あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 曾我部委員プレゼンテーション資料)

民主主義における「表現の自由」の根本理念

曾我部真裕（検討委員会委員、京都大学）

あいちトリエンナーレ2019国際フォーラム

「情の時代」における表現の自由と芸術

2019/10/5

Ⅲ. 国際フォーラムの開催

(あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 曾我部委員プレゼンテーション資料)

□ ヴァージニア権利章典（1776年）12条

言論出版の自由は、自由の有力な防塞の1つであって、これを制限するものは、専制的政府といわなければならない。

□ フランス人権宣言（1789年）11条

思想及び意見の自由な伝達は、人のもっとも貴重な権利の1つである。

□ 日本国憲法（1946年）21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
検閲は、これをしてはならない。（…）

Ⅲ. 国際フォーラムの開催

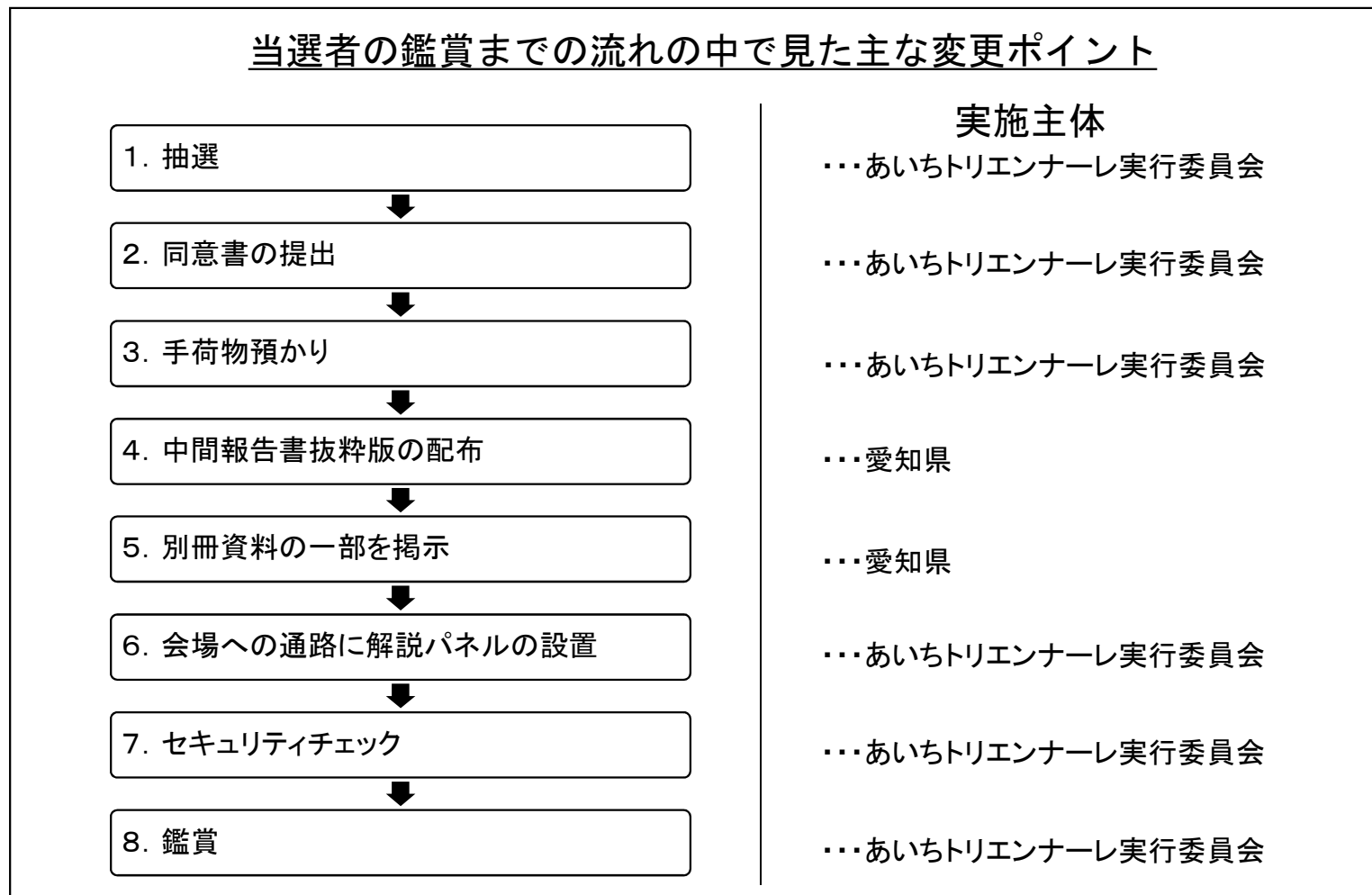
(あいちトリエンナーレのあり方検討委員会 曾我部委員プレゼンテーション資料)

□ ヨーロッパ人権裁判所1976年12月7日ハンディサイド判決

表現の自由は**民主的社会的本質的基礎**であり、**社会の発展**及びすべての**人間の発達のための基本的条件**である。表現の自由は、好意的に受け止められたり、あるいは害をもたらさない、またはどうしても良いこととみなされる「情報」や「思想」だけではなく、**国家や一部の人々を傷つけたり、驚かせたり、または混乱させたりするようなものにも、保障される。**

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

i 鑑賞形式の変更



IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

i 鑑賞形式の変更

1. 抽選

- 安全維持のため、抽選による定員ごとの入替制の導入

各日の鑑賞回数及び定員等

日付	回数・定員	抽選参加人数計	写真撮影について
10月8日（火）	2回・各30名	1358名	全面禁止（写真撮影を希望する人には、会場の職員が撮影し、後日撮影した写真を送付）
10月9日（水）	6回・各35名	1500名	条件付きで可能（鑑賞者は、SNSへ投稿禁止を約束する同意書（P5参照）に署名して参加）
10月10日（木）	6回・各35名	1957名	〃
10月11日（金）	7回・各35名	2352名	〃
10月13日（日）	6回・各40名	2964名	〃
10月14日（月）	6回・各40名	3166名	〃

※10月12日は台風19号の接近に伴い、＜国際現代美術展＞は全ての会場が終日休館

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

i 鑑賞形式の変更

2. 同意書の提出（10／9～）

- 犯罪や混乱を誘発しないため、鑑賞に際し注意事項が記載された同意書に署名した当選者のみ鑑賞

同意書

「あいちトリエンナーレ2019」の「表現の不自由展・その後」を鑑賞するにあたり、以下の条件に同意いたします。

1. 写真・動画のSNS投稿等
展示作品を撮影した写真または動画を、SNS等に投稿しません。また、写真・動画のデータ及び複製物等を第三者に譲渡しません。ただし、展覧会会期終了後はこの限りではありません。
2. 映画作品の撮影
映画作品・大浦信行《遠近を抱えてPartⅡ》は、写真および動画で撮影しません。
3. 来場者及びスタッフの撮影
展示室内の来場者、およびスタッフを撮影しません。
4. 手荷物預かり
手荷物は、貴重品及びカメラ、携帯電話（スマホを含む）、筆記具を除いて展示室には持ち込みません。
5. 展示室内での妨害行為
展示室内では職員の指示に従い、他の来場者の鑑賞の妨害となる行為はしません。

以上 私は、上記事項についての同意の上、「表現の不自由展・その後」を鑑賞します。

2019年10月 日

本人署名 _____

※あいちトリエンナーレ実行委員会は、ここに記載していただいた個人情報について、防犯及び権利保全等以外の目的で利用することはありません。

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事 i 鑑賞形式の変更

3. 手荷物預かり

- 安全維持のため、手荷物預かりを実施



写真: クローク前 (愛知芸術文化センター8階)

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

i 鑑賞形式の変更

4. 中間報告書抜粋版の配布(＊)

- 来場者に対し(県の検証委の)中間報告の内容などをあらかじめ伝えるため、鑑賞者に対し、以下の文書と共に中間報告書の抜粋版を配布

「表現の不自由展・その後」来場者のみなさまへ

- 8月4日から一旦展示を中止していた「表現の不自由展・その後」は、10月8日から展示を再開しております。一連の経緯を以下のとおり御報告します。
 - 一旦中止した経緯
8月1日に展示を始めたところ、多数の抗議の電話やファックス、メールをいただき、その中にテロや犯行の予告や脅迫に関するものがありました。このままでは県民のみなさまに安全・安心に芸術祭を楽しんでいただくことができないと危惧し、表現の不自由展実行委員会とも協議の上で8月4日から展示を中止しました。
 - 検証委員会による検証
一旦中止の事態に直面し、愛知県庁は、「表現の不自由展・その後」に関する一連の経緯等を検証し、今後の芸術祭のあり方を提言いただくため、8月9日に、「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」を設置し、3回の会合を開催しました。そして、9月25日には知事に中間報告をいただきました。
 - 再開の経緯
知事は中間報告を受け、条件が整えば再開する方針を決めました。そして、あいちトリエンナーレ実行委員会は、次の4つの条件の下、再開することを表現の不自由展実行委員会と合意しました。
 - ① 犯罪や混乱を誘発しないように双方協力すること。
 - ② 安全のため、展示室入場は事前予約の整理券方式とすること。
 - ③ 開会時のキュレーションと一貫性を保持し、必要に応じてエデュケーション等を別途用意すること。
 - ④ 県庁は来場者等に対し、中間報告の内容を予め伝えること。
- 別添の資料は、「表現の不自由展・その後」に関する理解を広げるために作成した「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」の中間報告(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunka/triennale-interimreport.html>)からさらに中心的な部分を抜粋したものです。御一読の上、御観覧いただきますようお願いします。

(＊) 中間報告書の抜粋版は一般来場者にも配布した。(詳しくはP45へ)

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事 i 鑑賞形式の変更

5. 別冊資料の一部を掲示

- 鑑賞者の事前学習を助けるため、別冊資料1（データ・図表集）の一部（別冊資料1 P15, 17, 52）を掲示



写真: 当選者集合場所付近

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

i 鑑賞形式の変更

6. 会場への通路に解説パネルの設置(*)

- 鑑賞者の事前学習を助けるため、「表現の自由」を巡る論点等を整理したパネルを掲示



写真: 当選者集合場所付近

(*) 当選者集合場所付近の他に、一般来場者の目に触れる場所（休憩スペース）にも掲示)

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

i 鑑賞形式の変更

6. 会場への通路に解説パネルの設置

(解説パネル 1 / 2 枚目)

「表現の自由」をめぐる論点

そもそも「表現の自由」とは？

憲法第 21 条 1 項が定める「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」のこと。戦時下に例外を拡大して言論を弾圧したことの反省から、憲法第 13 条に規定する公共の福祉に反するとして、法令で規制された場合を除き、例外を認めていません。多様な意見を発信・議論して、よりよい社会をつくるために、不可欠な権利です。

芸術って心地よいもの？

こんな不快なものが芸術作品なの？

受け取りかたは人それぞれじゃない？

ダミアン・ハースト
《生者の心における死の物理的不可能性》
1991 年

サメの死骸をホルマリンに漬けた本作は、非常にショッキングですが、イギリスを代表する作品として評価されています。

なんて残酷なんだ。
私はこの作品を見て深く傷ついた。

ホラー映画やギャング映画を見る時に、「きれい・気持ちいい」鑑賞だけを求めてないでしょうか？ 時には人が目を背けたくなるようなヒリヒリする表現があってもいいのでは？

岡本太郎の言葉に、こんながあるよ。
「今日の芸術は、
うまくあってはならない。
きれいであってはならない。
こちよくあってはならない。」
(岡本太郎『今日の芸術』1959 年より)

芸術がつくられた背景を知ろう

芸術作品を見るときに、作者がこれまでどんな作品を発表してきたのか、今どんなことを考えているのかを知ると、全然違って見えるかも。

自国のあやまちと他国のあやまち、いずれにも真摯に向き合うアーティストもいるんだね。

過去でも現在でも、傷ついている人の気持ちに寄り添った見方をしたいな。

キム・ソギョン、キム・ウンソン
(ベトナム・ビエタ)
2016 年

《平和の少女像》の作者であるキム・ソギョン、キム・ウンソンは、ベトナム戦争時に韓国軍の犠牲になった母子への憐憫を題材に、《ベトナム・ビエタ》を制作しました。彼らの作品には、平和への祈りが込められています。

芸術と政治

芸術作品に政治を持ち込まないで！

そもそも政治と無関係な表現なんてないんじゃない？

ヒップホップが公民権運動のなかで生まれ、ビートルズがベトナム戦争に反対していたことは有名だよ。政治的な背景を持っている作品のなかにも、それがすぐに分かるものと、そうでないものがあるんだ。

抗議の自由？

抗議だって「表現の自由」でしょ？

色んな意見があるのは当然だし、みんなが自分の気持ちを表現してもいいはずだよ。

でも伝え方に気をつけないと。ヘイトスピーチ（憎悪表現）で群衆中傷したり、差別を助長したりするのは絶対ダメだよ。

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

i 鑑賞形式の変更

6. 会場への通路に解説パネルの設置


(解説パネル 2 / 2 枚目)

「検閲」をめぐり新しい動き

そもそも「検閲」とは？
公権力が、表現の内容を検査し、不適当と判断した場合に、発売・上映などの禁止、変更、削除などの規制を加えること。憲法 21 条 2 項は「検閲は、これをしてはならない」と検閲を禁じています。「表現の不自由展・その後」をめぐり動きのなかに、憲法で規定する検閲に当たるものはありません。でも ...

従来型の検閲

大きな権力による直接的な規制



王様 焚書など

それに加えて...

現代型の検閲？

間接的な圧力
レッテル貼り

同調圧力

過度な自粛・自主規制

大衆のネット上での批判

脅迫
度を越した抗議(電凸)

テクノロジーによって知らず知らずのうち情報が取捨選択されることもあります。

ブロッキング
(情報を自動的にシャットアウト)


フィルタリングや報道規制
(入る情報をコントロール)

公金で国や政府を批判する展示をしていいの？ 展示した芸術作品の主張に、行政がお墨付きを与えたことにならない？

公的な美術館や図書館には、ルールに則っていればどんな主張でも意見を言えるように、プラットフォームを整えるという役割があるんだ。主張への賛同とは異なるよ。

公的な美術館や図書館は様々な意見や主張を乗せるためのプラットフォーム

どんな意見を取り上げ、組み合わせるかを考えるのが、専門家の仕事。その主張は、声の大きさや数の多さでは区別しません。



IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

i 鑑賞形式の変更

7. セキュリティチェック

- 安全維持のため、金属探知機によるセキュリティチェックの実施



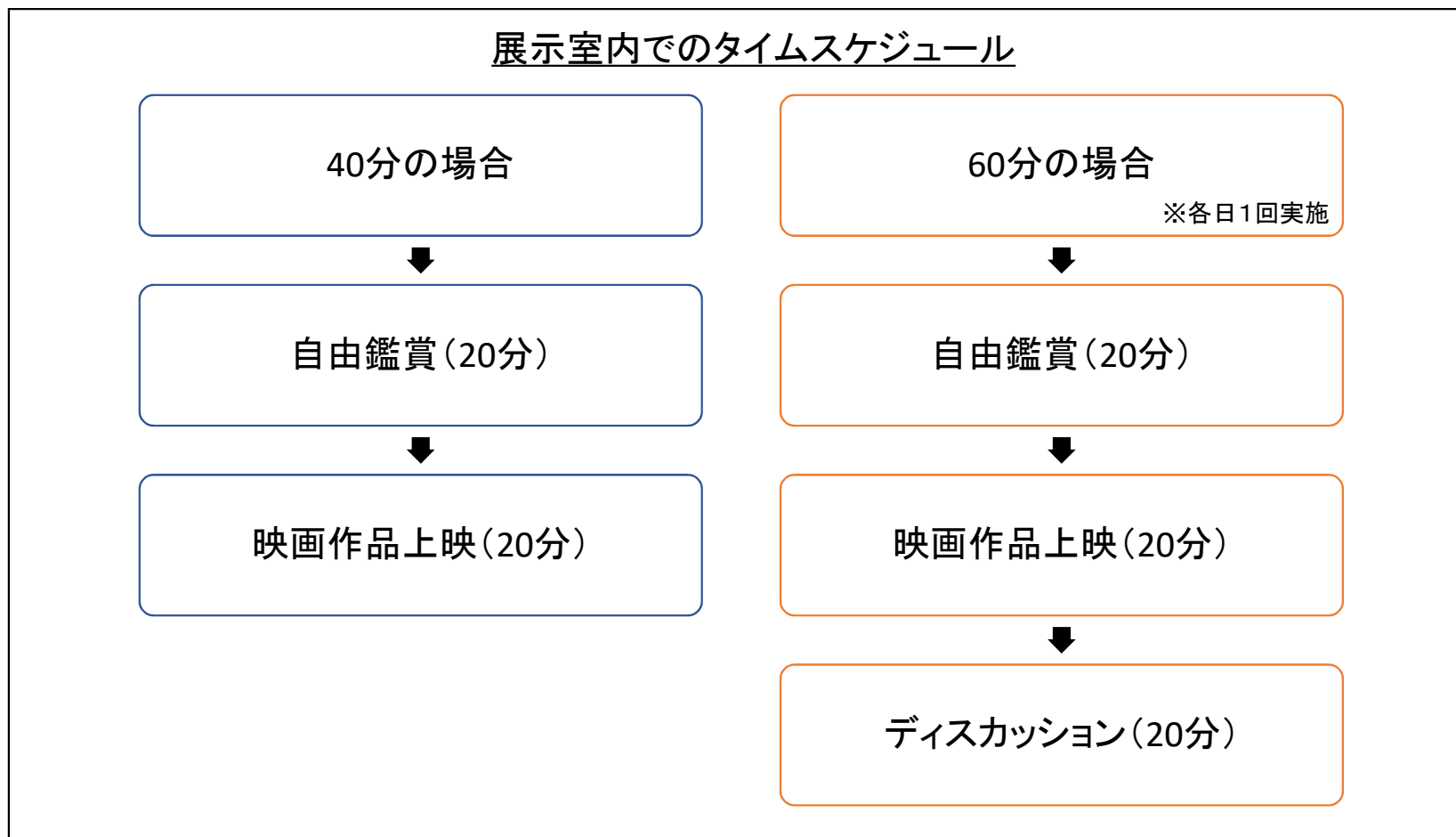
写真: 展示室前

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

i 鑑賞形式の変更

8. 鑑賞

- 各回の鑑賞時間は40分間または60分間



IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

i 鑑賞形式の変更

8. 鑑賞

- 展示方法の主な変更は5点

展示方法の主な変更点

- (1) 表現の不自由展実行委員会のステートメントを追加
- (2) 《マネキンフラッシュモブ》 展示モニターの変更
- (3) 《大浦信行作 遠近を抱えてPart II》 上映場所の変更
- (4) 《Chim↑Pom作 気合い100連発》 作品解説を追加
- (5) 鑑賞者同士のディスカッションの実施(各日1回)

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

i 鑑賞形式の変更

8. 鑑賞（1）表現の不自由展実行委員会のステートメントを追加

- ・ 不自由展実行委員会が以下のステートメントを展示室入り口に掲示

「表現の不自由展・その後」の展示再開にあたり

2019年8月3日、「表現の不自由展・その後」はその展示を終了させられました。展示空間の入口は壁でふさがれました。私たち表現の不自由展実行委員会はこれを不服とし、再開を求めて公式協議の場を早期から求めていました。しかし、あいちトリエンナーレ実行委員会はこれに応じないため、9月13日に仮処分の申し立てを名古屋地方裁判所に行いました。

そして、2019年9月30日、表現の不自由展実行委員会とあいちトリエンナーレ実行委員会の間では「再開合意」の和解が成立しました。

「開会時のキュレーションと一貫性を保持すること」。これがその主な内容です。

ここに「表現の不自由展・その後」は再開することができました。この間、多くの市民たち、表現者たちのご声援をいただきました。そのことに深く感謝いたします。

壁が横に倒れると、それは橋だ アンジェラ・デイヴィス

2019年10月7日

表現の不自由展実行委員会

アライ＝ヒロユキ、岩崎貞明、岡本有佳、小倉利丸、永田浩三

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事 i 鑑賞形式の変更

8. 鑑賞（2）《マネキンフラッシュモブ》 展示モニターの変更

開会時



↑ ipadを机に置いて展示

再開後



↑ より大きく写真を見せるため、
モニターで展示

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事 i 鑑賞形式の変更

8. 鑑賞（3）《大浦信行作 遠近を抱えてPart II》 上映形式の変更



開会時作品を上映していたモニターに、「各鑑賞時間の後半20分に上映します。」のアナウンスを表示
(※映像は展示室内の別モニターで上映若しくはプロジェクターにより壁に投影)

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

i 鑑賞形式の変更

8. 鑑賞（3）《大浦信行作 遠近を抱えてPart II》 上映形式の変更



↑ 大型モニターに上映
(通常回)



↑ 壁面へのプロジェクター投影
(鑑賞者ディスカッションを実施する回 ※各日1回)

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

i 鑑賞形式の変更

8. 鑑賞（4） ≪Chim↑Pom作 気合い100連発≫ 作品解説の追加

- 以下の作品解説キャプションを追加で掲示

Chim↑Pom
気合い100連発

2011

2011年5月、福島県相馬市で知り合った若者たちと、100連発の気合いを入れた様子を収めた映像作品。相馬市は東日本大震災の被災地であり、家を流され、大事な人を失った彼らは、放射能の恐怖のなか、壊滅した街で約2ヶ月間を過ごしていた。報道が集中した被災地と違って、外からのボランティア不足が続いていたが、福島第一原発が近いことも影響していたのだろう。被災者でありながら、自ら救援活動や復興作業にもずっと携わってきた彼らによるリアルな叫びは、すべてアドリブ、一発撮りで収録された。

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事 i 鑑賞形式の変更

8. 鑑賞（5）鑑賞者同士のディスカッションの実施（各日1回）



写真：展示室内

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

ii エデュケーションプログラムの実施

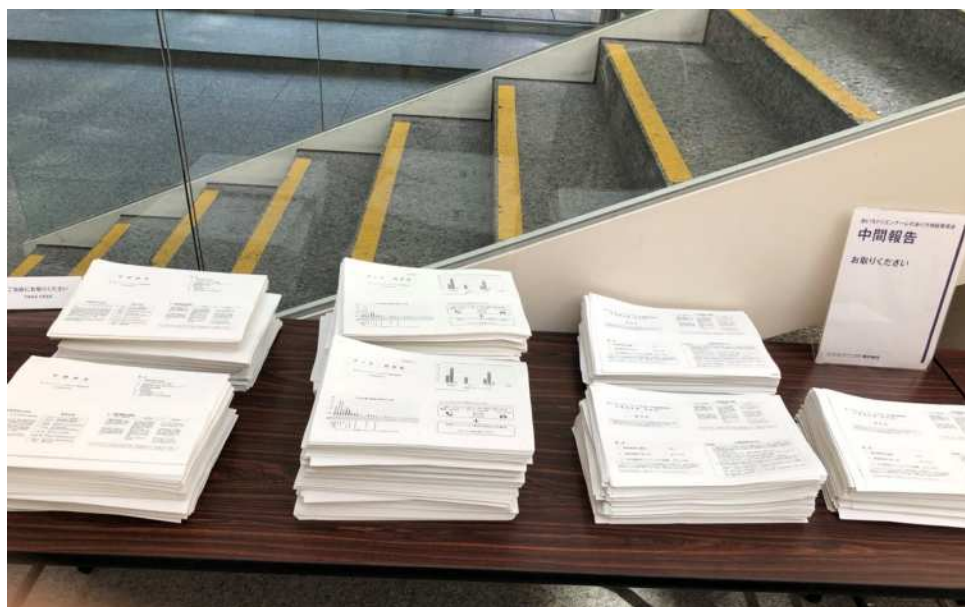
- エデュケーションプログラムとして出展作家のトークイベントなどを実施

日付	会場	内容
10月8日(火)	「表現の不自由展」 展示室内	マネキンフラッシュモブによる パフォーマンス
10月9日(水)	愛知芸術文化センター 12階・アートスペースA	《平和の少女像》制作者 キム・ソギョン、キム・ ウンソンらによるトークイベント
10月14日(月)	愛知芸術文化センター 12階・アートスペースA	不自由展実行委員らによるトークイベント

IV. 「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事

iii 一般来場者に対し中間報告書等の配布

- 来場者に対し（県の検証委の）中間報告の内容などをあらかじめ伝えるため、検証委員会の中間報告抜粋版等*を会場内で広く一般来場者に対し配布



写真：愛知芸術文化センター10階 抽選実施場所付近（10月9日）

配布資料・配布部数

- | | |
|------------------|--------|
| ① 中間報告抜粋版 | 4,000部 |
| ② 中間報告書（本編） | 2,000部 |
| ③ データ・図表集（別冊資料1） | 2,000部 |

②及び③については、愛知県の公式WEBページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunka/trienale-interimreport.html>）でアップロードしているものに同じ。

①については、次頁から掲載。

あいちトリエンナーレのあり方検証委員会 中間報告書（抜粋版）

愛知県

※ この資料は、あいちトリエンナーレのあり方検証委員会が9月25日に発表した中間報告及び別冊資料（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunka/triennale-interimreport.html>）から一部を抜き出し編集したものです。

構成

- 1. 検証事案の確認 (P2)
- 2. 検証結果のまとめ (P3～P14)
- 3. 主な検証ポイントとその結果 (P15～P45)

(注)「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」の中間報告では、全部で62個の検証ポイントについて検証結果が示されました。本冊では、そのうち14個の検証結果を関連資料とともに紹介します。なお、62個の一覧表は冊子の末尾にあります。

本冊で紹介する検証ポイント番号1, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 20, 49, 50, 51, 60

1. 検証事案の確認

企画・準備段階	実施段階	2次の影響
<ul style="list-style-type: none">「展覧会内展覧会(*)」として「表現の不自由展・その後」を企画し、県美術館で16作家の23作品を展示することにした。展示内容を巡る抗議やトラブルを想定し、現地での警備強化と、事務局及び県庁における電話対応等の体制をとった。	<ul style="list-style-type: none">8月1日～3日の開催時には、展示室の手前には抗議者が複数訪れ職員が留めた。展示室内は比較的平穏だった(数件の問題行動のみ)。県内外からの電凸攻撃(電話、FAX、メール等)。名古屋市長や他県の政治家から中止すべきとの意見。8月3日(土)午後5時に中止を発表。	<ul style="list-style-type: none">中止に反対する国内外のアーティスト、メディア、各種団体から抗議を受けた。不自由展以外への出展作家が中止を事実上の検閲と捉え、作品の展示を中止又は出品変更した(合計13組、29作品(9月24日現在))内外のアーティスト、キュレーター等から、今後の日本への作品出品をボイコットするリスクが伝えられている。

※ 他の多くの展示とは異なり、5人の委員からなる「表現の不自由展・その後実行委員会」に対して、出展を委託する特殊な形態をとっている。このため、「あいちトリエンナーレ実行委員会」と個々の作家との間には、直接の契約は存在しない。(別冊資料1・24ページ参照)
注) 本資料では、「表現の不自由展・その後」を「不自由展」、「表現の不自由展実行委員会」を「不自由展実行委員会」と記す場合がある。

2. 検証結果のまとめ

(現状確認)

- 8月1日～3日は、展示室内はおおむね冷静だったが、入口の外には抗議の人が集まり、職員が留めた。見ていない人がSNS上の断片画像を見て、抗議を超えた脅迫等の犯罪行為や実行委員会事務局のみならず県庁さらには学校等を含む出先機関への組織的かつ大量の電凸攻撃に及んだ。
 - 一学校や福祉施設の脅迫まであり、県警が注意喚起。逮捕者2名。
 - 一電凸攻撃(電話3,936件、FAX393件、メール6,050件 合計10,379件 2019年8月1日から8月31日までの件数)による業務妨害、精神的苦痛等
 - 一名古屋市長や作品を見ていない県外政治家の抗議が報道され、抗議が拡大
- 批判内容は「芸術の名を借りた政治(あるいは反日)プロパガンダ」「展示が政治的に偏向」「昭和天皇や特攻隊員への侮辱」「公金、公的施設の使い方としておかしい」等が多かった。
 - 一作品レベルでは主に3つに批判が集中：◎キム・ソギョン/キム・ウンソン「平和の少女像」、「平和の少女像ミニチュア」◎大浦信行「遠近を超えて Part II」◎中垣^{とき}克久「時代の肖像—絶滅危惧種idiot JAPONICA 円墳—」
 - 一県庁のあり方批判：公立美術館で、あるいは公金を使って政治性の強い(あるいは偏向の)展示をすべきでない。

3. 二次的影響にも配慮が必要な状況

- －安全上の理由から不自由展はやむなく中止（8月3日）
- －悪しき前例や自主規制を誘発するリスク
- －不自由展の作家のみならず、それ以外の作家が抗議とボイコット（8月6日～）
- －海外作家等は「検閲」と批判。今後のあいちトリエンナーレのみならず国内の芸術祭、国公立美術館への海外作家の出品拒否を誘発しかねないリスク

（芸術祭全体について）

4. あいちトリエンナーレは過去3回の成功実績の上に、今回は政治・ジャーナリズムとアートとの融合という先端領域に挑戦。芸術監督にジャーナリストの津田大介氏を選出した。これまでもキュレーター以外からの起用で成功しており、人選自体に問題はなかったと思われる。

- －「情の時代」というテーマの妥当性と先進性
- －不自由展のみならず全体に「政治」という扱いにくいテーマを扱った先進性は高く評価
- －アートとジャーナリズムの融合におおむね成功

7. しかし出来上がった展示は鑑賞者に対して主催者の趣旨を効果的、適切に伝えるものだったとは言い難く、キュレーションに多くの欠陥があった。

① 作品選定への疑問

－過去に公立美術館で禁止になっていない作品や新作等が混じり、コンセプトからズレが生じた。

－その上に政治性を帯びた作品が多かったため「政治プロパガンダ」という印象を与えた。・性的テーマの作品等が入れられなかった。

② 特に強く批判を浴びた3つの作品はいずれも作者の制作意図等に照らすと展示すること自体に問題はない作品だった。しかし作品の制作の背景や内容の説明不足（政治性を認めたいという偏りのない説明）や展示の場所、展示方法が不適切、すなわちキュレーションに失敗し、またSNS写真投稿禁止の注意書きを無視する来場者が続出したため来場していない人たちから強い拒絶反応と抗議を受けた。

－「少女像」は世界各地では女性解放の、そして韓国内では民族自立のシンボルとして親しまれる民衆芸術で、作者は平和を祈るために制作と説明。しかしソウルの日本大使館前の像など政治プロパガンダに使われた現実があり、十分な説明がないままに見せると誤解はもとより理解不足による批判を浴びることは必至だった。

5. 芸術祭全体としては今のところ不自由展問題を除けば成功している。

- －9月22日現在、入場者数約43万人（前回を約2割上回る。）
- －現代的で時代性を帯びた企画、作品が多く、各方面から高評価

（不自由展の企画と展示の妥当性）

6. 過去に禁止となった作品を手掛かりに「表現の自由」や世の中の息苦しさについて考えるという着眼は今回のあいちトリエンナーレの趣旨に沿ったものであり、妥当だったと言える。

- －過去に出展中止となった作品を収集、展示するという企画基準は明確
- －アートを通じたジャーナリスティックな問題提起を目指すという意欲的取組：「アートはこの世界に存在するありとあらゆるものを取り上げることができる」「グレーでモザイク様の社会をシロとクロに単純化しない」等の考え方
- －2015年に民間ギャラリーで行った実績に注目し、そのコンセプトを拡張

－大浦氏の新作映像は20分の動画だがSNSで流通した「昭和天皇」の肖像画を燃やす場面だけを見た人が問題視し、天皇侮辱を目的とする作品と誤解し激しく批判した。

・実は33年前に富山県立近代美術館（現：富山県美術館）で展示後に図録から排除された自作作品の版画を燃やす光景であり従軍看護婦の悲しみや戦争の悲惨さを描く中で戦前の日本国の象徴としての人々の心の中の天皇をビジュアル化したものだった。

・展示室の入口付近の混雑する通路の壁の小さなモニターで写されており、落ち着いて全体を鑑賞できる環境になかった。

－「特攻隊」を侮辱したと批判された中垣氏の作品「時代の肖像」の頭頂部にある日章旗の寄せ書きは作者の親族が所有しており、特攻隊とは無関係だったが、誤解した人々が間違った解説を流布させた。

③ 会場内の「不自由展」の全体の見せ方についてもキュレーションが圧倒的に不足していた。

－大型作品の大きさを見誤ったほか、そもそも作品数に比べ、会場が圧倒的に狭いため詰まった印象を与えた。

－大きな作品から配置していった結果、資料コーナーが奥になり、かつ、小さくなった。また、美観の問題や翻訳料の制限からキャプションやパネルに制約がかかった。

－入口の狭い通路に20分の映像作品を配置した問題（先述）

一過去に展示禁止となった経緯、歴史などの説明が不十分・年表、資料ファイルは用意されたが小さな文字のキャプションだけでは伝わりにくく、また、キャプションの翻訳に誤解を生みかねない表現があった。

一「不自由展実行委員会」の活動や内容に関する情報公開が不十分だった。例えば2015年の自主企画の沿革説明や代表者のあいさつ等が分かりにくく、構成メンバーのメッセージや役割、経歴等も不明だった。

一会場は奥まった場所に配置されたが、入口に5枚ものパネルが貼られ、SNS写真投稿禁止や見たくない人に対して不快感を覚える可能性を事前に十分に警告できなかった。

8. 混乱を防ぐために入口に「SNS写真投稿禁止」と表示したが、それでネット上の流布を抑止できるという想定はそもそも非現実的だったし、それでも徹底して禁止するという仕組みを考えなかった。例えばSNS写真投稿禁止を徹底するには写真撮影の禁止が不可欠のはずだが、それについては不自由展実行委員会の拒否に接し、芸術監督らは容認してしまった。また、3組の作家（Chim、Pom、キム・ソギョン／キム・ウンソン、アン・セホン）は勝手にOKとするステッカーを貼ったが芸術監督はそれを許した。総じてSNSによる拡散を抑止しようとする意欲と決意が希薄だった。

一芸術監督は、例えば担当のキュレーターを指名し、作家と個別に交渉し、自ら展覧会を作り上げる等の正攻法をとりえた。しかし不自由展実行委員会との交渉開始が遅く、時間が無くなった上にどうしてもやりたいという熱意のもとで通常ではありえない妥協を重ね不自由展実行委員会への業務委託方式にこだわった。その結果、当然の結果として大きな混乱を招き、実施団体や県庁のみならず、作家や愛知県美術館や協賛企業等、幅広い関係者等に多大な損害を与えた。

（準備プロセスの問題）

1 1. 誤解を招く展示が混乱と被害をもたらした最大の原因は、無理があり、混乱が生じることを見ながら展示を強行した芸術監督の行為にある。そしてその背景にはそれを許す組織体制上の数多くの欠陥があった。

（1）不自由展の企画段階で専門のキュレーターチームが参加しなかったこと

一全般的に当初から芸術監督とキュレーターチームは意見が不一致。その結果、不自由展については芸術監督が不自由展実行委員会との連絡、調整を自ら担当。さらに3人の作家に自ら出展を依頼、交渉も行った。

9. 予算不足と準備の時間の不足が重なり、シンポジウム等の事前のエデュケーションプログラムが企画されなかった。また、展示をガイドツアーで行う等の工夫を考える時間的余裕もなかった。

一「表現の不自由」は憲法や民主主義の原則に根差すものであり、基礎知識を必要とするテーマである。一般来場者の多くが「禁止されたことのある作品」を見ただけでは理解しにくいテーマだった。

一表現の自由がなぜ重要か、あるいはなぜ規制されるのか、両方の視点を理解するためのビデオ教材やセミナー等が必要だった。

一本来は少女像に関するトークイベントや生パフォーマンスを予定していたが、財源問題、準備のための時間不足によりうやむやになった。

1 0. 展示された23作品の過半が実は2015年の「不自由展」に出されなかったものだった。それにも関わらず芸術監督は不自由展実行委員会に「展覧会内展覧会」の形式で展覧会の開催を業務委託したが、他の方式を事前に検討しなかった。

一不自由展の実行委員会は、写真撮影の禁止と少女像をパネル展示に代える等の提案を早くから拒絶。その段階から芸術監督は混乱を回避するため企画を断念、あるいはキュレーターチームの協力を得て他の方法での実施を検討すべきだった。

（2）不自由展の準備においては警備を除いて関係者間のチームワークができなかったこと

一契約書の「作品選定は芸術監督、キュレーターチーム、事務局（記述上は形式的に会長と記載）、不自由展実行委員会の4者で行う」旨の定めから逸脱

一不自由展実行委員会は多くの調整ごとを検閲とみなし、拒否。その結果、円滑な協力と連携の体制が取れなかった。

一その結果、芸術監督は明らかに混乱をもたらすと予見できる大浦氏の新作映像の出展を不自由展実行委員会及び作家だけと進め、キュレーターチームや事務局、会長には事前に一切通報も相談もしなかった（投影準備の作業担当者を除く）。その結果、大きな混乱が発生するのを見過した。

（3）芸術監督には多大な権限が与えられ、判断ミスや錯誤を抑止する仕組みが用意されていなかった。一方で報酬は極めて低く、人事裁量権に乏しく、協賛金集めのための経費すら自己負担を強いられる状況にあった。

一芸術監督の選定委員会（2017年6月）において「キュレーション経験のない芸術監督をバックアップする体制が必要」と言われていたにもかかわらず、体制不備のまま準備が始まった。

一芸術監督はジャーナリストであり、アートの専門家ではなかった。キュレーターは部下でしかなく、アート面で同等の立場で助言し、あるいは牽制する仕組みがなかった。

12. 芸術監督の不適切な判断や行動に起因する今回のようなリスクを回避・軽減する仕組み（ガバナンス）があいちトリエンナーレ実行委員会及び県庁に用意されていなかった。

—芸術監督の上で会長（知事）は全体を掌握する立場にあるが、政治家であるため日本国憲法第21条の表現の自由及び検閲禁止の規定に縛られ、展示内容については芸術監督にすべてを委ねざるを得ない立場にあった。

—会場の県美術館は今回の事件がもたらす混乱とブランドの棄損を被ったが、本来は事前に危機やリスクを察知し、会場として貸さない、あるいは条件付きで貸す等の措置をとれた。しかし、慣行上、あいちトリエンナーレにおいては館長の権限が事実上行使できなかった。

—芸術監督の仕事の進め方について疑義や難題が生じた場合、あいちトリエンナーレ実行委員会の顧問や参与（美術館長等）、資金を提供する県庁が助言あるいは牽制すべきだが介入する根拠規定がなかった。

—あいちトリエンナーレ実行委員会において芸術監督は最高責任者と位置づけられているが、あいちトリエンナーレ実行委員会の事務局は、県庁内の一部門を兼ねており県庁の指揮命令系統の中で仕事をする仕組みになっていることから、建前と実態が乖離していた。

13. 不自由展は不自由展実行委員会との協議を経て開催3日を経て中止された。なお、これは脅迫や電凸等の差し迫った危険のものと判断でありやむを得ないものであり、表現の自由（憲法第21条）の不当な制限には当たらない。

（再開に向けて）

14. 条件が整い次第、すみやかに再開すべきである。

—脅迫や電凸等のリスク回避策を十分に講じること

—展示方法や解説プログラムの改善・追加

・例えば大浦氏の映像作品は今の場所では作家の真意が理解されにくい。別途会場で上映し、作家に思いも語ってもらう機会を作る。

・少女像は事前に様々な背景の説明をしたうえでガイドツアー方式で鑑賞いただく。
など

—写真撮影とSNSによる拡散を防ぐルールを徹底する。

15. なお、14に先立っては特に海外作家へのコミュニケーションのやり方に留意すべきである。

—一部の海外作家はこれまでの海外事例に照らし、今回の中止判断がテロ対策や安全管理を表面上の理由とする実質的検閲と認識

—作家からの意見聴取とその分析、的確なコミュニケーション体制が必須

16. 県民及び出展作家への徹底した情報公開と意見聴取を続けるべきである。

—今回の事案は来場者や県民よりも来場していない人たちがネット上の断片映像や誤った情報に接して混乱を招き、また、県民に不安を与えた。

—また、出展作家に対しても、中止の連絡や説明等が遅れ、また不十分であった。

—再開に向けては、県民及び作家から広く賛否両論を聴取し、それを公開し、双方が反対の考え方を持つ人々の意見をよく聞くべきである。

（次回以降のトリエンナーレに向けて）

17. あいちトリエンナーレの運営体制を抜本的に見直すべきである。例えば海外の芸術祭は常設の企業や財団が運営しており、事務局長が常任で資金集めをするなど充実した体制を整備。また芸術監督が2回の大会を仕切るなど継続性、安定性を確保している。あいちトリエンナーレの場合、県庁が中心とならざるをえないが公金を使う難しさを解決する方法として例えばアーツカウンシルを設けるべきである。

3. 主な検証ポイントとその結果

「あいちトリエンナーレのあり方検証委員会」の中間報告では全部で62の検証ポイントについて調査報告が紹介されました。この資料では、以下の一覧表のうち、一覧表のうち14箇所（着色部分）を抜粋し再編集したものです。

(1) 検証事案について

検証ポイントQ&A一覧表

検証ポイント	
I. 抗議、電凸と政治家発言について	
1	電凸による抗議は具体的にどのような被害をもたらしたのか。
2	事務局や県庁は、十分な警備や準備の体制を整備していたのか。
3	電凸被害を防ぐために、事務局、県庁は、不自由展実行委員会から、前広の情報交換を行ったのか。
4	一般人が事務局等に抗議をするのも自由であり、何ら問題はないはず。
5	政治家の発言も表現の自由ではないか。
II. 企画について	
6	「過去に展示中止となったものを集め、あえて公立美術館で展示することに意義がある」という考え方はトリエンナーレの目的に照らして妥当か。
7	県美術館は不自由展に使用許可を出すべきだったのか。他の会場でやることを主張すべきだったのではないか。
8	県美術館で展示した場合、県美術館はどこまで展示作品の選定や展示方法について関与し、また責任を負わなければならないのか。
9	あいちトリエンナーレにおいて県美術館および学芸員はなぜ主体的な役割を果たさず会場を貸すだけにとどまっているのか。
10	政治性の強い作品の展示を認めると、県や美術館は政治的主張を支持することになるのではないか。
11	公立美術館では、あるいは公金を使って政治性のある展示は行うべきではないのではないか（公共事業としてふさわしくないのでは）。

Ⅲ. 展示作品について	
12	不自由展の展示全体が政治関係、あるいは、特定の思想、傾向に偏っていたのではない。反対の考え方に立った作品をあわせて展示すればよかったのではない。あるいは批判する側の視点をあわせて展示すべきだったのではない。
13	多くの人が不快だ、心を傷つけられたと問題視する作品は、表現の自由の保護の対象となるのか。
14	大浦信行氏や中垣克久氏の作品は、天皇や特攻隊を侮辱する意図の作品と批判されているが、作者の意図はどうか。
15	少女像の展示は、ソウルの日本大使館前に設置された少女像の撤去を日本政府が求めている主張の正当性を否定することにつながり不適切ではないか。
16	少女像の展示は日本人に対する一種のヘイトスピーチであり不適切ではないか。
17	繊維強化プラスチックでできた《平和の少女像》(大)の足元の碑と英文キャプションの中に「Japanese Military Sexual Slavery」という記述がある。この記述は「日本軍による強制連行はなかった」という我が国における一般的考え方と矛盾するので削除すべきではないか。
18	展示室の入り口の表示や仕切りのあり方については、見たくない人への配慮やびっくりされないような工夫が足りなかったのではないか。
19	開催後に作品の断片的な映像がSNSで流され、来場者以外の一般の人々が目にすることで混乱が広がった。これは、予見できたのではないか。
Ⅳ. 準備プロセスと役割分担について	
20	各種パンフレットでは、不自由展実行委員会があたかも一出品作家のような位置づけになっているがなぜか。また、どうの実績、経歴を持った団体なのか。なぜこの団体に展示を委ねたのか。
21	表現の不自由展の開催に向けては、芸術監督、キュレーター、事務局の間でどのように役割が分担されたのか。
22	展示全体のやり方や個々の作品の展示方法、キャプションの製作等にキュレーターチームはどのように関わったのか。

16

34	キュレーションの自律性を尊重すべきだが、今回はキュレーションが不十分だった。そもそも、尊重する必要がなかったのではないか。
35	あいちトリエンナーレ実行委員会会長が知事が兼務する体制は、過去3回のやり方を踏襲したものだが、マネジメント体制として適切なものか。
36	県美術館での展示は「便宜供与」にすぎない。知事の判断でそれを撤回することは可能か。表現の自由の侵害にはならないのではないか。
37	開催前の芸術監督と企画アドバイザーの対談映像(2019年4月8日)がインターネット上で流布している。その中で開会後に天皇の肖像が燃える場面が展示され世間を騒がせることを予想するかのよう発言があったが、芸術監督のあり方として不適切あるいは無責任ではないか。
38	「芸術監督の業務内容等について」という文書(第1回委員会資料参照)によれば、芸術監督は学芸業務の最高責任者と位置付けられている。この観点から今回の事案を検証結果に照らして振り返った場合、芸術監督の一連の行動と発言にはどのような問題点があったか。
39	今回の事案が発生したそもそもの原因として、あいちトリエンナーレ実行委員会の組織運営体制やガバナンスに構造的な課題があったのではないか。
40	芸術監督に全権を与えずではないか。その判断を補佐し、あるいはチェックする仕組みが必要ではないか。また、芸術監督選出のプロセスを見直すべきではないか。
41	芸術監督の企画の是非は実質的には部下となるチーフキュレーター以下のキュレーターチームとの議論で一定の吟味はされているが、チェックの体制が不十分ではないか。
42	展示のあり方においては、美術館としての自律性、独立性が担保されるべきではないか。

15

23	表現の不自由展の作品選定は、誰がどのように行ったのか。
24	少女像の展示については何をさせたかったのか。「こと」が中心ならパネル展示でもよく、「もの」にこだわるなら、作家の制作の背景やその作品を見るための空間を用意すべきだった。いつ発案があり、どう決まり、出品されたのか。
25	大浦氏の「遠近を抱えて」は当初は版画4点のみの出展予定だったが、どのような経緯で映像の新作の出品が決まったのか。
26	写真撮影の禁止やSNS写真投稿の禁止については、どのような経緯で提案され、また実行(or 実行中止)されたのか。
Ⅴ. 判断や責任体制について	
27	不自由展実行委員会はあいちトリエンナーレ実行委員会からの要求を検閲(表現の自由の侵害)とらえていたようだが、そうなのか。
28	トリエンナーレ実行委員会は不自由展実行委員会との協議の難しさや準備不足に直面し、あるいは今回の事態を想定し、展示会の開催見送りや繰り返し直しをすべきだったのではないか。
29	なぜ作品数に比べて少額の予算、狭い面積の会場しか充てられなかったのか。
30	予算不足を補うために芸術監督は自らの負担で協賛金を得るための企業廻りをしてしたが、なぜ助手のスタッフや必要経費が与えられなかったのか。
31	芸術監督は、自分の会社の負担で、展示会の詳細を解説するウェブサイトを提供し、また本来は、不自由展実行委員会側が負担すべき費用の立替えを約束したが、これは不適切ではないか。
32	トリエンナーレ実行委員会は準備のプロセスで芸術監督に対し不自由展のキュレーションのやり直し、若しくは展示会自体の中止を勧告できる危機管理の仕組みを有していなかったのか。
33	会長(知事)は今回の事態を想定し、芸術監督に対してあらかじめ必要な指示や助言を行ったのか。

17

Ⅵ. 中止について	
43	中止の判断は安全上の理由のみによるのか。河村市長らの発言による影響はないのか。
44	海外アーティストは中止の決定は一種の検閲とらえているがなぜか。またその理解は妥当か。
45	中止の決定は不自由展実行委員会との契約違反にあたるのか。
46	中止の決定は検閲(表現の自由の侵害)ではないか。
47	中止の決定は市民の知る権利の侵害にあたるのか。
48	再開しない場合、どのようなリスクが想定されるか。
Ⅶ. 憲法・法的な問題について	
49	表現の自由はなぜ重要なのか。
50	表現の自由は絶対なのか。「公共の福祉」に反する表現は許されないのではないか。
51	キュレーションは検閲なのか。「検閲」とはなにか。
52	日本国憲法の表現の自由は、いわゆるヘイトスピーチを禁じているのか。

18

(2) 世界の動きとの比較分析

検証ポイント

I. 国際芸術祭について	
53	そもそも芸術祭とは何か。国内各地で2000年代から芸術祭が開催されているがなぜか。愛知の場合、何を狙っているのか。
54	なぜ多くの外国人アーティストを日本の芸術祭に招へいするのか。
55	あいちトリエンナーレは、県民のためのものだが、世界各地の芸術祭とはどのような関係にあるのか。
56	芸術祭で政治的・社会的な主題・内容を扱ってよいのか。
57	海外の芸術祭において、今回のように、アーティストが、自作の展示中止を訴えることはあるのか。
58	アーティストが展示中止をすると美術館や芸術祭の運営上、どのような影響があるのか。
II. 表現の自由について	
59	海外でも美術を巡る表現の自由の問題は起きているか。起きているとしたら、それはどんな国の場合か。
60	先進国においては、どんな表現について誰が問題とするのか。
61	美術館の館長などが君主や政治家、有力者などに忖度して展覧会を中止した場合のリアクションはどういうものか。
62	ある国で、検閲等が問題となった場合、他の美術館やアーティスト、キュレーター、メディアに対してどう反応するのか。

関連して発生した事件の捜査状況

(2019.9.24現在)

受信日	内容	状況
8月2日(金)	FAXによる脅迫	6日(火) 東警察署に威力業務妨害で被害届提出 7日(水) 容疑者逮捕 28日(水) 名古屋地方裁判所へ公判請求起訴
8月5日(月) ～9日(金)	メールによる脅迫	14日(水) 東警察署に威力業務妨害で被害届提出 東警察署で捜査中(9月24日現在) 海外のサーバーを経由していることが判明
8月7日(水)	芸文センター内で水まき	現行犯逮捕 23日(金)に略式起訴 罰金20万円
8月12日(月)	県庁、芸文センター周辺で ビラ掲示	中警察署・東警察署に通報 中警察署・東警察署で合同捜査中(9月24日現在)
9月22日(日)	四間道・円頓寺会場周辺で ビラ掲示	西警察署に通報 西警察署で捜査中(9月24日現在)

26

27

(1) 検証事案について

I 抗議・電凸と政治家発言について

検証ポイント	わかったこと	備考
1 電凸による抗議は具体的にどのような被害をもたらしたのか。	<ul style="list-style-type: none"> あいちトリエンナーレ実行委員会事務局(以下「事務局」という。)及び県庁が受けた抗議は、合計で10,379件(8月1日～8月31日) 電話 3,936件、メール 6,050件、FAX 393件 脅迫の主な内容については <ul style="list-style-type: none"> ◎ ガソリン携行缶を持って館へおじゃまします。 ◎ 愛知芸術文化センターへの放火予告のほか、愛知県内の小中学校、高校、幼稚園へのガソリン散布して着火する。 ◎ 愛知県庁等にサリンとガソリンを撒き散らす。 ◎ 高性能な爆弾を仕掛けた。 ◎ 愛知県職員らを射殺する。 上記◎のガソリンテロを予告する脅迫FAXに対しては、8月6日に被害届を提出し、8月7日に容疑者が逮捕された。 	

28

II 企画について

検証ポイント	わかったこと	備考
10 政治性の強い作品の展示を認めると、県や美術館は政治的主張を支持することになるのではないか。	<ul style="list-style-type: none"> 作品の選定や展示の内容はアートの専門家の自律的判断を尊重した結果であり(キュレーションの自律性の尊重)、その展示をしただけでは、公立美術館やその設置者である自治体が作品から読み取れる政治的メッセージを支持したことにはならない。逆に、県や美術館がメッセージの内容を理由に介入すると、そのメッセージを否定する立場を明示することになってしまい中立性が損なわれるおそれがある。 	
11 公立美術館では、あるいは公金を使って政治性のある展示は行うべきではないのか(公共事業としてふさわしくないのでは)。	<ul style="list-style-type: none"> アートの専門家がアートの観点から決定した内容であれば、政治的な色彩があったとしても、公立美術館で、あるいは公金を使って行うことは認められる(キュレーションの自律性の尊重)。 これは、国公立大学の講義で、学問的な観点からである限り、政府の批判をすることに全く問題がないことと同じである。 	

29

Ⅲ 展示作品について

Table with 3 columns: 検証ポイント, わかったこと, 備考. Row 12 discusses political relationships and censorship. Row 13 discusses viewer discomfort and artistic freedom.

(つづき)

Table with 12 columns: 分類, アーティスト, 点数, 作品, 制作年, 展示不許可となった場所, 不許可の年, 理由, 結果, 設置者, 2015年「表現の自由」に抵触した作品(1), 2015年以降に抵触した作品(2), その他(3).

(1) 2015年の「表現の自由」に出展されたもの (2) 2015年の「表現の自由」以前に公立美術館などで展示不許可になった作品 (3) 上記2つのいずれにも該当しないもの

つ

つ

「表現の自由展・その後」に出展された作品の分析

Table with 12 columns: 分類, アーティスト, 点数, 作品, 制作年, 展示不許可となった場所, 不許可の年, 理由, 結果, 設置者, 2015年「表現の自由」に抵触した作品(1), 2015年以降に抵触した作品(2), その他(3).

(つづく)

つ

つ

展示内容が表現の自由の範囲を超え、法令違反だったか？

大浦作品（映像）が昭和天皇を侮辱するものではないか。
• 一般論として、生存する特定人の肖像（写真であれ版画であれ）を燃やすのは侮辱になりうる。
• しかし、物故者は権利の主体ではなく、遺族の「敬愛追慕の情」の侵害が問題となるにとどまる。
• 「敬愛追慕の情」は、本人の直接の権利侵害の場合よりも保護の程度が下がり、「敬愛追慕の情」を違法に侵害したかどうかは、表現の意図、表現内容、対象人物の地位などを総合的に判断し、許容限度を超えたかどうかで判断する。
• そうすると、天皇は公人中の公人で、様々な表現の対象となることは当然あり得る。また、作家に侮辱的な意図ではなく芸術的な狙いをもって制作したもので、法的な意味で侮辱に該当するとは言えない。

III 展示作品について

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>14 大浦信行氏や中垣克久氏の作品は、天皇や特攻隊を侮辱する意図の作品と批判されているが、作者の意図はどうか。</p> <p>(大浦氏『遠近を抱えて Part II』について)</p> <p>(次頁へ)</p>	<p>・法的には、大浦氏、中垣氏が説明している通り、侮辱目的は存在しないし、そもそも、故人に対する侮辱が違法になることは極めて例外的である。なお、昭和天皇は公人中の公人であることにも留意が必要であって、侮辱には当たらないと考えられる。</p> <p>(以下、大浦信行氏インタビューより)</p> <p>「『遠近を抱えて Part II』は、来年公開の98分の新作映画『遠近を抱えた女』から、天皇の写真が燃えているシーンと従軍看護婦の女の子の前作の最後の方の登場シーンを抜き出し、2014年に公開した90分の映画作品『靖国・地霊・天皇』からイメージ部分の映像を重ね合わせて、20分にまとめたもの。」</p> <p>「映像の中で焼かれているのは写真でなく、自分(大浦氏)の版画作品そのもの。焼くことを従軍看護婦の女の子に託したのは、それを焼くことで自分の中に抱え込まれた内なる天皇を燃やすことで昇華させる行為であり、祈りと言ってもいい。」</p> <p>「天皇を批判するために燃やすなどという幼稚なものは芸術の表現ではない。」</p>	

出典：「月刊『創』2019年10月号」

つ

大浦信行『遠近を抱えて Part II』についての作者コメント

作品に関する説明

寄せられた意見や評価に関するコメント

「もともと僕自身の「内なる天皇」を見つめようというのが一連の作品のテーマなんですが、この映像では従軍看護婦の女性にそれを託しているのです。」

「燃えているシーンだけを取り出して天皇批判の映像だという政治的文脈で捉えられるというのは、制作側の意図の全く違った伝わり方」

「ではなぜその映像で天皇が燃えているかという、従軍看護婦が今日蘇って天皇を燃やしているのです。彼女の中に抱え込まれた「内なる天皇」を燃やすことによって「昇華」させていくという作業なのです。あるいは「祈り」といってもよいかも。そういう思いで作ったわけです。」

「普通の日本人ならやはり天皇が描かれたものが燃やされるというのは衝撃だとは思いますが。」

「天皇の姿が燃えている映像には心がかき乱される思いをした人がいたとしても不思議ではない。特に一定年齢以上の日本人にとって昭和天皇のイメージは独特でしょう。」

「戦前は皆お国のために死んでいくという考え方を吹き込まれて育ったわけじゃないですか。その一人一人の内側に抱え込まれた「内なる天皇」ですよ。それを自分の中で意識した時に「燃やす」という行為が出てくるわけです。だから「祈り」なんですね。」

「僕自身には天皇を批判するとか冒涇する意図は全くありません。僕自身の「内なる天皇」を従軍看護婦の女性に託して祈りを捧げることなんです。」

出典：「月刊『創』2019年10月号」

つ

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>とき (中垣氏作品『時代の肖像』について)</p>	<p>「版画作品を燃やすシーンが戦争の記憶にまつわる物語のなかに挿入され、観る者に歴史としての「遠近を抱える」ことの意味をあらためて問うことが目的であり、天皇を侮辱する目的ではない。</p> <p>(以下、中垣克久氏インタビューより)</p> <p>「作品は、特攻隊でもなんでもない。親族が、海軍兵学校の途中で終戦を迎え、友だち同士で寄せ書きしたようなもの。自分は、特攻隊を揶揄したりは一切しない。と同時に、美化もしない。」</p> <p>(以下、「月刊『創』2019年10月号」より)</p> <p>「私の作品は平和と生命を尊^{まこと}ぶ真の心を表現したものである。」</p> <p>「私は子供の頃よりと謝野晶子の「君死にたもうことなかれ」を暗記させられ、正しい、美しい心が育つように育てられた。自分の中の真^{まこと}をすなわち「知」を一杯表現したものが私の『時代の肖像—絶滅危惧種idiot JAPONICA 円墳—』である。」</p>	

出典：「月刊『創』2019年10月号」

つ

検証ポイント	わかったこと	備考
<p>15 少女像の展示は、ソウルの日本大使館前に設置された少女像の撤去を日本政府が求めている主張の正当性を否定することにつながり不適切ではないか。</p>	<p>・少女像は、アメリカ合衆国、カナダ、オーストラリア、中華人民共和国・ドイツ及び台湾、香港、の12か所に設置されている。また、現在設置を計画中のものもある。</p> <p>・海外では、日韓関係とは無関係にフェミニズム・人権運動の象徴とされる。(例えば、元カリフォルニア州判事ジュリー・タン氏は「この像は、戦争時の性暴力からの女性の解放という現代に続く問題を象徴するもの」と発言)</p> <p>・韓国では各地に存在し、いわゆる民衆美術として、また、民族統合の抽象的なシンボルとして広く親しまれている。一方で、反日的とみなされる政治団体がシンボリックに利用しているという指摘もあり、日本国内に強い反感を覚える人々がいるのも事実である。</p> <p>・世界、韓国、わが国における、このような多様、かつ中には対立する意味合いを持った作品の場合、展示意図を十分に説明をした上で展示をしないと、左記の誤解を与える可能性が、特に公立美術館においては、極めて高い。</p> <p>* この他に、フィリピンでは展示できなくなり係争中のものがある。 ** あいちトリエンナーレに関する英字紙報道を受け、「少女像」は、来年、パレルモに新設・公開されるカタロニアビジネスマンTaxco Benet氏の「表現の自由」をテーマにした美術館に収蔵されることが決まっている。</p> <p>* Statue of 'comfort women' pulled from Japan exhibit finds new home* https://reuters.com/2YL2Tfe</p>	<p>・SNS上で拡散される映像のみを見る人には説明は通用しないので、撮影禁止とSNS上拡散禁止はやむを得ないのではないかと。</p>

つ

検証ポイント	わかったこと	備考
16 少女像の展示は日本人に対する一種のヘイトスピーチであり不適切ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> • そもそも、日本人に対するヘイトスピーチは日本の法律では違法ではない。ヘイトスピーチ解消法の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」にも当たらない（検証ポイント52参照）。また、ヘイトスピーチの一般的な捉え方に照らしても、少女像がそれに当たるとは言えない。 • 展示に際しての配慮が不十分であったとしても、それは法的な問題とはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> • 「平和の少女像」の制作者であるキム・ソギョン／キム・ウンソン（韓国）は、戦争のない、女性と子供が搾取されない平和な世界をテーマにした作品を制作しており、例えば、ベトナム戦争時の韓国軍の民間人虐殺をテーマにした作品「ベトナム・ピエタ」も制作している。

*写真は特に記載がないものはCCライセンス



グレンデルの慰安婦像



Steven Whyte Column of Strength, 2017 San Francisco Comfort Women Memorial Photo: March, 2018 © Michael Shanahan

*報道記事と韓国政治専門家へのヒアリングによる検証

世界における平和の(少女)像について



2017年12月、フィリピン歴史委員会がマニラに設置した像が、日本政府の抗議により4ヶ月後に撤去された。像は作家に戻されたが、作家は現状回復を求めて訴えを起こした。
Artist hurting over banished 'Comfort Woman' statue <http://bit.ly/2AwDM9>

フィリピン、サンペドロ市で2018年12月28日に除幕式が行われた少女像。同月30日付の日本大使館からの抗議の後、撤去された。この像は個人からの寄付で建てられたものなので、大統領スバークスマンのSalvador Panelo氏は、このような介入は「表現の自由」の侵害にあたるのではないかと述べた。像はサンペドロ市長の私邸へと移された。像の後ろにはMonument of Peace and Women Empowerment (平和の記念、及び、女性の地位向上のために)というバナーが見える。Statue dedicated to 'comfort women' removed in the Philippines <https://upi.com/6868413t>



From the Statement on the Removal of Statue of Peace in the Philippines

主な検証ポイント	わかったこと	備考
17 繊維強化プラスチックでできた《平和の少女像》(大)の足元の碑と英文キャプションの中に Japanese Military Sexual Slavery という記述がある。この記述は「日本軍による強制連行はなかった」という我が国における一般的な考え方*と矛盾するので削除すべきではないか。	<ul style="list-style-type: none"> • 1990年代初頭以降日本政府が行った事実調査で発見した資料の中には、軍や官憲によるいわゆる「強制連行」を確認できるものではなく、また、政府としては「性奴隷」という表現は事実と反するとしている。一方、この用語については、様々な文脈において、多様な解釈がされ、しかも相互に批判もされてきた。 • とくが、今回は展示スペースの制約等の事情もあって、壁面には、原文に加え、単に邦文翻訳のみが併記されたため、批判されたと思われる。従って、作品の説明文にこの用語が含まれる場合には、誤解や懸念を避けるために、こうした複雑な事情をある程度説明すべきであった。 • ちなみに、sexual slaveryという英語表現は、1980年代から英語圏で一般的によく使われるもので、人身売買などによって売春を強要された女性全般を指す。また、Japanese military というのは、日本軍の拠点においてという意味であり、ただちに日本軍の強制連行を示すものではないと解されている。 • また、韓国における Military Sexual Slavery という訳語も、日本軍による強制連行を示唆する意図はないとされている。ちなみに、この用語は、1960~70年代に米軍基地周辺で営業していた売春関連のワーカーと第二次大戦中の戦場での慰安婦を区別するため後者を「戦場慰安婦=ジョンジャンウィアンブ」と呼んでいたところ、それをそのまま英語に当てはめたものと言われている。 	

出典：「韓国・朝鮮半島政治の専門家へのヒアリングに基づくまとめ」
(注)「日本軍による強制連行はなかった」という我が国における一般的な考え方は、「平成31年版外交青書」において「日本政府の立場」として記載されている。

平和の(少女)像をめぐる日本で起きたこと



今回の展示と金夫妻

少女像「撤去含め検討」
芸術祭監督が表明一愛知：時事ドットコム <https://www.jiji.com/jc/article?k=2019080201308&g=soc>



2016年の金夫妻、東京都内で時代の正体(393)消せない加害の歴史 慰安婦像制作カナロコ <https://www.kanaloco.jp/article/en-try-1759.html>

- 日本国内での常設展示はない。
- 2012年8月、東京都美術館を会場として開催された『J A A L A 国際交流展』に駐韓日本大使館前に設置されたものと同型のキム夫妻による「平和の少女像」のミニチュア・ブロンズ像が展示されたが撤去された。会場となった東京都美術館は「政治的表現であり同美術館運営規定に抵触する」というのを撤去理由とした。
- 2015年、東京・練馬の民間ギャラリー古藤において『表現の不自由展』が企画され、ここに2012年に東京都美術館で撤去されたキム夫妻による「平和の少女像」が展示されることとなった。ミニチュアのブロンズ作品と鑄造過程で作られるFRP(繊維強化プラスチック)製の像がこれに合わせて日本に持ち込まれ、その後作品は日本国内にあり、今回あいちトリエンナーレ2019「表現の不自由展・その後」に出展されたのはこの展覧会の時のものである。

- 自民党内で『「少女像」では慰安婦が少女ばかりだったような印象を与える』などと変更を求める意見が相次いだことを踏まえ、2017年、「平和の少女像」を以後「慰安婦像」と呼ぶという方針を政府が公式に決定し、発表。

少女像呼称：「慰安婦像」に統一へ 外務省が方針 毎日新聞 <https://mainichi.jp/articles/20170203/k00/00m/030/030000c>

*報道記事、出版物による検証



ソウルの日本大使館前*に設置された慰安婦像。正面の建物が日本大使館。(2012年1月撮影)



釜山・日本総領事館前の少女像
◎レコードチャイナ 2017年

*日本大使館は取り壊され空き地になったまま4年が経過

韓国における平和の(少女)像



日本大使館前の慰安婦像を囲む水曜デモ参加者

*若い女性を中心に明るい雰囲気



ソウル日本大使館前慰安婦像。左のビニールテントは像を守っている人たちが使用している。

*お供えものがいつもあがっているのはお地蔵さんのよう?

*写真は特に記載がないものはCCライセンス

*出版物による調査、及び、韓国・朝鮮半島政治を専門とする神戸大学・木村幹教授へのヒアリングに基づいたまとめ

IV 準備プロセスと役割分担について

検証ポイント	わかったこと	備考
20 各種パンフレットでは、不自由展実行委員会があたかも一出品作家のような位置づけになっているがなぜか。また、どういう実績、経歴を持った団体なのか。なぜこの団体に展示を委ねたのか。	<ul style="list-style-type: none"> 不自由展実行委員会のメンバーは、2015年に東京練馬区の民間ギャラリー古藤で「表現の不自由展 消されたものたち」という展覧会を開いた実績をもつ団体である。(15日間で約2,700人が来場) 今回の委員は、アライ=ヒロユキ氏、岩崎貞明氏、岡本有佳氏、小倉利丸氏、永田浩三氏の5名である。 不自由展実行委員会による展示は、表現の自由を巡る状況に思いを馳せ、議論のきっかけとすることを目的とするものとされる。 今回の出典は、2015年に行われた「表現の不自由展 消されたものたち」を評価した芸術監督が実行委員会の永田氏に話を持ち掛けて協議が始まった。(2018年6月10日) 	<ul style="list-style-type: none"> 展覧会内展覧会という発表形式とはおきり見られる。 今回の場合、芸術監督は、表現の自由をテーマとする展覧会を自ら企画し、担当キュレーターを指名して、個々の作家と交渉する方法によって展覧会を成立させる方法もありえた。
(次頁へ)		

参考：表現の不自由展 (@hyogenofujiyu) facebook 2015年2月8日付 投稿、芸術監督Twitter (8月15日投稿)

平和の少女像の制作者(キム・ソギョン/キム・ウンソン)による「ベトナム・ピエタ」



「ベトナム・ピエタ」
◎ハフポスト日本版

○「平和の少女像」の制作者であるキム・ソギョン/キム・ウンソン(韓国)は、戦争のない、女性と子供が搾取されない平和な世界をテーマにした作品を制作しており、例えば、ベトナム戦争時の韓国軍の民間人虐殺をテーマにした作品も制作している。

・「ベトナム・ピエタ」は、大地の女神の上で、虐殺された赤ん坊を抱く母の姿を表している。2人(キム・ソギョン/キム・ウンソン)は「ベトナムを訪ねたら、虐殺された数多くの無名の赤ん坊が、とげと刺さって目に来た」と話し、「謝罪と反省の意味を込めて、理由も分からず殺されたこの人々を記録し、慰霊したかった」と語った。

・昨年、ベトナムで韓国軍に強姦された被害者たちにも何人か会いました。() 瞬間に何人もの人に強姦され、夫がいながら強姦され。被害者の方々は、外国人が村に来たので心配を伺って、周りの人を意識しながら、やっとのことで口を開いたのです。ベトナムのおばあさんたちがあんな気持ちで苦難の人生を送ってきた。胸に迫ってきました。

韓国軍のベトナム戦争虐殺、被害者を慰霊する銅像を建立へ作ったのは「慰安婦像」の夫妻
ハフポスト日本版
https://www.huffingtonpost.jp/2016/01/25/vietnam-war-korean-massacre_n_9067140.html

検証ポイント	わかったこと	備考
(前頁からの続き)	<ul style="list-style-type: none"> 今回出品された全23作品のうち、2015年の表現の不自由展に出品されたものは9作品のみだった。今回は、その後新たに公立美術館などで展示不許可となった等の13作品と新作1点を加えて出品された。 結果的に2015年の表現の不自由展に出品されていない作品が過半を占めた。また、2015年よりも規模も大がかりなものとなった。 展示作品の中には、公立美術館などで禁止されなかったものや新作が数点入っていた。 ヒアリングにおいて、不自由展実行委員会からは、「我々は「検閲」を狭く捉えるのではなく、広く捉えている。例えば、ある表現に対して、事前だけでなく、途中で反対や規制、干渉を受けたものを「検閲」として捉えている。その状況を示して問題を投げかけるのが今回の展示の趣旨と考えている」という旨の発言があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 2015年の出品作品数は資料・映像作品等を含め13点だった。(同展パンフレットによる) 不自由展実行委員会は自らの展示のスタイルに固執し、柔軟性に乏しかった。また、結果論ではあるが、こうした状況の中、同委員会に展示の全体を委ねる必要性がどこまであったかどうか疑問が残る。

参考：表現の不自由展・その後実行委員会HPサイト「<https://censorship.social/j/>」

Ⅶ 憲法、法律関係

検証ポイント	わかったこと	備考
49 表現の自由はなぜ重要なのか。 (次頁へ)	<ul style="list-style-type: none"> 憲法第21条第1項は表現の自由を保障し、第2項は検閲を禁止している。表現の自由は憲法の保障する基本的人権の中でも重要なものであり、よほどのことがない限り制限することはできないと考えられている。 表現の自由がなぜ重要なのか、その理由には様々なものがあるが、主なものとして次の2点がある。 第1に、表現の自由は、他の基本的人権と同様に、人がその人らしく生きていくために不可欠な自由だからである。人は誰も、社会に向けて訴えたいこと、発信したいことがあるはずである。特に、社会の多数派の常識と異なる考えを持つ人々は、多数派の同調圧力にさらされて生きづらさを抱えがちであり、その表現の自由を尊重する必要性はとりわけ高い。また、発信された表現に接した人々にとっても、考え、視野を広げるきっかけとなる（「知る権利」）。こうしたことは、社会の多様性を尊重することにもつながる。 	日本国憲法第21条 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

② 展示内容が表現の自由の範囲を超え、法令違反だったか？

- 表現の自由が重要だといっても、絶対的なものではなく、制限が許される場合もある。
- 憲法も「公共の福祉」に反する場合には人権を制限できることが定められている（13条）。
【憲法13条】
すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。
- しかし、次の2点に注意が必要である。
 - ① 表現の自由は重要な人権であり、制限が許されるためには、それに見合った理由（どのような意味で「公共の福祉」に反するのかが明確に特定する必要がある）が必要である。単に、漠然と「公共の福祉」に反すると思うとか、一定範囲の人々が不快に感じるという理由では表現の自由を制限することはできない。
 - ② 仮に「公共の福祉」に反すると思われる表現があっても、法令上の根拠がない限り、規制することはできない（マイノリティに向けられた一部のヘイトスピーチはその例になりうる）。言い換えると、これまで述べた意味で「公共の福祉」に反する表現があるとしても、それが法令で規制されて初めて、実際に違法になる。

A1

A1

検証ポイント	わかったこと	備考
(前頁からの続き)	<ul style="list-style-type: none"> 第2に、表現の自由は、民主主義社会にとって不可欠な自由であるからである。社会をより良くするための政策議論には、「不都合な真実」も含めて率直な議論が必要である。また、監視なき権力は必ず腐敗することからすると、権力批判のための表現の自由も重要である。表現の自由なくして民主主義社会はない。 	
50 表現の自由は絶対なのか。「公共の福祉」に反する表現は許されないのではないのか。	<ul style="list-style-type: none"> 表現の自由が重要だといっても、絶対的なものではなく、制限が許される場合もある。憲法も「公共の福祉」に反する場合には人権を制限できることが定められている（13条）。しかし、次の2点に注意が必要である。 第1に、直前の項目49で述べたように、表現の自由は重要な人権であり、制限が許されるためには、それに見合った理由（どのような意味で「公共の福祉」に反するのかが明確に特定する必要がある）が必要である。単に、漠然と「公共の福祉」に反すると思うとか、一定範囲の人々が不快に感じるという理由では表現の自由を制限することはできない。 第2に、仮に「公共の福祉」に反すると思われる表現があっても、法令上の根拠がない限り、規制することはできない（マイノリティに向けられた一部のヘイトスピーチはその例になりうる）。言い換えると、これまで述べた意味で「公共の福祉」に反する表現があるとしても、それが法令で規制されて初めて、実際に違法になる。 	日本国憲法第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

A1

A1

Ⅶ 憲法、法律関係

検証ポイント	わかったこと	備考
51 キュレーションは検閲なのか。「検閲」とはなにか。	<ul style="list-style-type: none"> 「検閲」という言葉は、人によって非常に異なる意味で使われ、しばしば混乱を招く。憲法第21条第2項で禁止される「検閲」は、かなり狭い。最高裁は「行政権が主体となって、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的・一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止すること」として、極めて狭く捉えている（札幌税関事件）。その代わりに、この意味での「検閲」に該当すれば絶対的に禁止されるとする。 これに対し、社会一般では、表現の自由に対する制限のことを広く「検閲」と呼ぶことがあるのも事実である。しかし、憲法第21条第2項の「検閲」はこのような意味ではない点に注意が必要である。 キュレーションは、狭い意味でも広い意味でも、「検閲」には当たらない（項目34参照）。 	

(2) 世界の動きとの比較分析
II 表現の自由について

検証ポイント	わかったこと	備考
60 先進国においては、どんな表現について誰が問題とするのか。	<p>(アメリカ)</p> <ul style="list-style-type: none"> アメリカにおいては建国以来プロテスタントの禁忌の意識による禁止の事例がしばしばみられ、20世紀後半になっても現代美術におけるキリスト教のイメージと扱いを巡る事案、及び、ヌード（特に男性器の露出や小児の描写）や同性愛者を肯定的に描いているイメージが問題となることは多い。（別冊資料①） アメリカにおける典型的な抗議者は、保守系キリスト教団体と彼らを支持基盤とする共和党カ派議員がほとんどである。（欧州） ヨーロッパにおいては2014年に、バルセロナ現代美術館の館長だったバルトロメウ・マリがInes Doujakの「The Beast and the Sovereign」展で旧植民地と宗主国の関係を批判的に描いた立体作品「Not Dressed for Conquering」でスペインの当時国王フアン・カルロス1世、ボリビアの労働運動指導者、そこに獣の象徴としてジャーマンシェパードが加わったソドミーとの獣姦行為が描かれた作品を不適切として展示を中止し、企画担当キュレーター2名を解雇した。この事例は「検閲にあたる」として世界的スキャンダルとなったが、展示は後に再開され、マリは辞任した。この影響でマリは2015年、打診されていた韓国の国立近現代美術館（MMCA）の館長就任が危ぶまれる事態となったがそのまま就任。ただし、2018年に契約延長は行なわれず、館を去った。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本の場合は宗教が理由になることは稀。また、公共施設で問題とされるのは政治的（もしくはそう見られることへの懸念）によるものがほとんどである。なお、ヌード、同性愛などをテーマにした作品への忌避感も強いように見える。 トランプ氏が大統領に就任した2016年を境に「テロ対策」の名の下に欧米先進国でも規制の対象が広がりを見せていることにアート関係者は懸念を深めている。 作家の出身国が以前に比べて多岐に渡り、女性作家が増え、作家たちのバックグラウンドも少数民族やLGBTIなどの多様化が進んでいる。日本での展示構成を考える際にも、これらの要素を意識して、偏りのない人選、作品選びをしていかななくてはならない。

17

【快証不イノトOU閑建】

別冊資料1 P33, 別冊資料3 P3より

参考画像 2



参考画像 1

Ines Doujak – Not Dressed for Conquering (2015)



Ilma Gore – Make America Great Again (2016)

18